

財務省告示第三十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年一月二十一日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百八十九回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十九年法律第二十 五号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項、第四十七条及び附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、「価格競 争入札」と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入

八		イ		七		八		口				
国債市場	札発行	非競争入札	入札競争	価格競争	払込金額	行争入札	非競争入札	者・第	特別参加	国債市場	札発行	非競争入札
千六	六十	一十	一兆	一兆	七千	百一	十億	国債に	特別会計	億七	国債に	特別会計
百十八	億八	百十七	億五千	億五千	七百	億	円	ついで	に基	千九	ついで	に基
億七	千三	百二十	八	億	千	億	、	、	する	万	、	する
千三百	二十	八	億	千	億	千	、	、	法	円	、	法
百二十八	万	百	八	億	千	億	、	、	律	、	、	律
万									第			第
									四			四
									十			十
									七			七
									、			、
									五			五
									億			億
									二			二
									千			千
									五			五
									万			万
									円			円
									、			、
									三			三
									千			千
									億			億
									、			、
									四			四
									十			十
									七			七
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									五			五
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七
									、			、
									十			十
									、			、
									百			百
									兆			兆
									、			、
									十			十
									、			、
									七			七

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
二十 大臣
年 から
一 通知
月 を受け
二 けた
十 者
一 者
日